愛知教育大学研究報告，57（人文・社会科学編），pp. 93～101, March, 2008

# 様態の産出とその必然性

## ―スピノザの「必然主義」とは何か―

吉田健太郎
Kentaro YOSHIDA
社会科教育講座（哲学）

## はじめに

スピノザは『エチカ』第２部定理31系において，事物の「偶然性 contingentia」を，「われわれが個物 res particularis の持続 duratio については何ら十全な adaequatus 認識をもつことができない」という意味以外では，理解しないと述べている。つまり，われわれの「認識の欠陥 defectus」という意味以外では，「およそ偶然的な事物は一つとして存在しない」と言い切る。これはまさに，事物に関して全く偶然性を認めないという「必然主義」の表明である。また２部定理29では，事物は「外部から決定される」場合には十全に理解されないが，「内部から決定される」場合には十全に理解されるとも述べている。

事物が，とりわけ有限的事物（＝個物）が，「内部から決定される」とはどういうことなのか。おそらく「内部からの決定」と「事物の必然性の把握」とは深く関連しているのだろう。以下本論文では，『エチカ』第１部の後半，とりわけ定理16から定理33の考察を通じて，スピノザの「必然主義」に迫っていきたい。特に，「有限様態の存在」に関わる「必然性」とはいかなるものなのか，を中心軸に据えて吟味していくことにする。

## １．属性 attributum・無限様態 modus infinitus・有限様態 modus finitus

### １-1．第一部定理16の位置づけ

神の本性の必然性から，無限に多くのものが無限に多くの仕方で（言い換えれば無限の知性によって把握されうるすべてのものが），生じなければならない。

（１部定理16）

『エチカ』第一部定理16は，様態を産出する「能産的自然 natura naturans」としての神について述べられたものと解すべきであろう。定理21以降が産出された様態についての叙述だとすれば，定理16は属性との関連で読まれなければならない。神は無限の仕方で無限に多くのものを産出すると言われるのだが，ここで問題となる「産出」は，産出された様態的変容 modificatio と対応するというよりはむしろ，産出そのものの様相と対応している。その意味において，あえて個物との関連でいうなら，個物を構成する外延的諸部分ではなく，個物の本質との関係が問われる次元であるということになる。

個物の「本質」は，「神の本性の永遠なる必然性から生じるもの」であるから，それは神の絶対的本質の「部分」である。ところで神の本質は，「絶対無限なる力能」「存在し活動する力そのもの」（１部定理34）であるから，個物の本質はそうした力を部分的に表現するものということになるだろう。その意味で個物の本質は，「属性に含まれる」と言われるのであった。

すべての個物の本質は，力の部分という資格で，属性そのものから区別され，また個物相互においても区別されるわけだが，それが属性の内に含まれる限りにおいては，個物の本質もまた，神の絶対無限なる力が常に現実態にあるのと同様，常に現実態においてあると言われなければならない。この意味では，可能態においてある力（潜在的力）なるものは存在せず，個物の本質は，まさに神の内なる個物の「存在そのもの」（２部定理45備考）として，現に存在するのである[1]。

したがって，個物の「本質」もまた，その産出原因として神を必然的に要請する[2]わけだが，そこで問題となる因果関係は，後述する「個物の外延的諸部分」の構成を問題とする因果系列から，厳密に区別されなければならない。

### １-2．直接無限様態

神のある属性の絶対的本性から生ずるすべてのものは，常にかつ無限に存在しなければならない。言い換えれば，それはこの属性によって永遠かつ無限である。

（１部定理21）

［直接無限様態は］必然的に，神のある属性の絶対的本性から生起する……。（１部定理23）

直接無限様態とは，延長属性の場合「運動と静止 motus et quies」である（書簡64）。

ところで，属性は絶対無限なる力であって，唯一不可分なるものであった。様態とは，この唯一不可分な属性を，変容という観点においていわば量化すること，言い換えるなら，内包量としてであれ外延量としてであれ，いずれにしても量的に展開することである。そうすることで，属性の絶対無限なる力を多様性のもと

に表現する。この時まず「運動と静止」が取り上げられるのは，それが延長属性に量的区別を与えるからである。物体は「運動と静止」においてのみ相互に様態的に区別されるのであって，実在的に区別されるのではないとスピノザは言う（２部補助定理１）。「運動と静止」が存在して初めて様態的区別，すなわち（厳密に言うなら）単純物体 corpus simplex 同士の区別が可能となる。「運動と静止」は，単純物体の区別の「最近原因 causa proxima」であるという意味において，「直接 immediatus」無限様態と呼ばれるのである。

なぜ直接「無限」様態なのか。それは，この様態の本質が，属性の無限なる力能をそのものとして表現しているからである。属性としての「延長」は，無限の仕方で「運動と静止」において変容される。ところで，事物は「運動と静止」において，より多くのより複雑な仕方で変容される能力を有すれば有するほど，実在性 realitas＝完全性 perfectio の度合いが高いと言われる。そうであるなら，延長を無限の仕方で変容させる「運動と静止」は，延長属性の本質が有する「無限」性を，そのものとして表現する表現形式である（表現形式であるから，「運動と静止」それ自体が無限様態の「本質」なのではない）。

**１‐３．間接無限様態**

神のある属性が，神のその属性によって必然的かつ無限に存在するようなそうした一種の様態的変状に様態化した限り，この属性から生起するすべてのものは，同様に必然的かつ無限に存在しなければならない。

（１部定理22）

（間接無限様態は）……必然的にかつ無限に存在する一種の様態的変状に様態化したある属性から，生起しなければならない。（１部定理23）

間接無限様態とは「無限の仕方で変化しながらも，常に同一にとどまる全宇宙の姿」であると言われる（書簡64）。「運動と静止」という仕方で無限に変容される様態は，しかし，全体としてみれば「一つの」個体 individuum あるいは個物と解することができるというわけである。全体として，運動と静止の割合が一定に保たれているならば，それらは合一した一つの個体であるとみなされるというわけである（２部補助定理７[3]）。

属性から「直接」産出されるのではなく，いわば直接無限様態を媒介にして「間接 medius」的に産出されると言われるのは，ここで問題となっているのが，直接無限様態で「運動と静止」の対応物として導入された単純物体の階乗的「合一 unio」だからであろう。単純物体が相互に「合一」されていき，全宇宙の「合一」にまで展開していくのだとすれば，間接無限様態は直接無限様態に，いわば先行されなければならないからであろう。（もっともそこでの先行性は時間的先行性ではないことは後述する。）

間接無限様態は，全宇宙＝自然を「一つの個体」と見る限りにおいて，次に問題となる有限様態とは区別されなければならない。有限様態としての個物は，部分およびその複数性（無際限性）が問題となるからである。間接無限様態が「無限」様態の資格を有するのは，直接無限様態の場合と同様，それがたとえば延長属性における絶対無限なる本質を，一なる「全宇宙の姿」として表現しているからである。あるいは，神の絶対唯一なる本質を，「一つの個体」という仕方で表現しているからである。

**１‐４．二つの無限様態に共通すること**

ある特定の仕方で属性の本質が限定される「有限様態」とは異なって，すべての物体（個物）に「共通するもの」が問題となっている（その意味では，スピノザのいう第二種の認識との関わりで議論されているのであって，有限的個物の本質が問題となる第三種の知性認識に言及されているわけではもちろんない）。不可分なる延長を様態化すること，つまり量的に区別し多様化すること，という量化作用の視点から見るならば，無限様態は「一」と「多」との関係を巡る議論である。直接無限様態は「一」から「多」への「展開」を，間接無限様態は「多」から「一」への「収斂」を，それぞれ問題にしているとも読める。数学的なアナロジーでいうなら，「微分」と「積分」との関係といえようか。いずれにしても，「部分」と「部分」の相互外在的な関係を取り扱うのみの有限様態の議論からは，厳密に区別されねばならないだろう。

**１‐５．有限様態**

あらゆる個物，すなわち有限で定まった存在を有するおのおのの事物は，同様に有限で定まった存在を有する他の原因から，存在または作用に決定されるのでなくては，存在することも作用に決定されることもできない。そしてこの原因たるものもまた，同様に有限で定まった存在を有する他の原因から，存在または作用に決定されるのでなくては，存在することも作用に決定されることもできない。このようにして無限に進む。

（１部定理28）

属性を「ある限定された仕方で」表現する様態が「有限様態」である。それゆえ，「神の属性を一定の仕方で表現する様態」に他ならないとされる（１部定理25系）。ところで，有限様態は有限様態からしか「産出」されない。無限様態は属性から「産出」された。しかし無限様態自身が，今度は有限様態を産出するという構図にはなっていないことに注意したい。無限性が，あくまで無限的なるものからしか産出されないのと同

様，有限性は有限的なるものからしか産出されない。有限様態同士の産出関係は，それが，無限様態によって既に導入された単純物体の複合過程であることを念頭に置くならば，複合物体の合成・分解による新たな複合物体の産出関係であるとして理解されるだろう。たとえば，存在する二種類の個物が互いに衝突（遭遇）したとき，前二種の個物とは全く別の個物に生成する場合が考えられる。この時，前二種の個物をそれぞれ構成する「運動と静止の関係」が，まったく新しい関係に入ったと考えればよい（Deleuze, pp. 192–193）。

ところで，有限様態を構成する外延的諸部分に関しても，当然のことながらその構成・分解に関する秩序・法則が存在する。有限様態が存在するようになる必然的条件としての「運動と静止の特定の関係」は，各個物ごとに決まっている。外部から，各個物固有の「運動と静止の関係」に入るよう決定されれば，個物は必然的に存在するようになる。これらの秩序は，もちろん自然法則として規定されるわけだが，そこで規定される秩序は，属性に内属する「本質」レベルでの秩序ではない。ドゥルーズの表現を借りるなら，「機械論的法則」（Deleuze, pp. 191–192）であって，個物を構成する外延的諸部分の構成及び分解の法則にすぎない。とはいえ，それが必然的法則であることに変わりはない。

有限様態あるいは個物に関して，その「本質」に関わる法則と「外延的諸部分」に関わる法則とが区別されるというわけだが，この区別はいったい何を意味するのだろうか。ライプニッツも，神の目的に関わる形而上学的・力学的法則と，幾何学的延長に関わる機械論的・数学的法則とを，厳密に区別していた[4]。スピノザの場合は，創造神を認めないし神の目的論を徹底的に排除するので（１部付録），ライプニッツの立てた区別そのものを受け入れることはできない。しかしそれでも，「力」が「質料的部分」に優先するという主張は，両者の共通見解となっているようである。所産的自然から区別される能産的自然を，そのものとして把握することが，形而上学に求められるというわけだろう。産み出された「もの」から区別される産み出す「力」を，そのものとして理解するためには，感覚的表象的次元を超える必要がある。

「個物が存在する」とは，表象力 imaginatio による認識（スピノザのいう第一種の認識）にしたがえば，感覚される限りの時空間内に物体が持続することだと，通常は考えられているだろう。しかしスピノザは，これを表象力の抽象による認識であるとし，たんに認識の「欠陥」だと言い切る。それは真に実在的なる個物の存在を捉え損なっていると言うのである。形而上学的視点から言うならば，個物の現実的本質 essentia actualis である「自己の存在に固執する力 conatus」（３部定理７）の存在[5]こそが，個物の存在そのものであり，個物が「神の属性のうちに存在する」と言われるのもこの意味においてである。また，自然学的視点から言うならば，個物の本質を表現している「運動と静止の関係」を認識することが，個物の真なる認識であるということになろう。もっとも，以上のことは決して個物の質料的部分の存在を，いわば「幻想」として否定するものではない。「認識の欠陥」として否定されるのは，質料的部分の存在ではなく，質料的部分と本質的部分を混同して把握する表象的認識のほうである。

## 2．有限様態の生成／産出

スピノザは『エチカ』のなかで，果たして有限様態をいわば発生論的に導出しているのであろうか。通説では，属性から無限様態が（厳密にいえば，まず直接無限様態が，次いで間接無限様態が），そして無限様態から有限様態が，いわば発生論的に産出されてくるというイメージで捉えられているからである。果たしてそのように捉えるべきか。そうした解釈は誤解のもとであると思われる。時間的に段階を踏んで徐々に，有限様態がいわば不変の属性から生成してくるというイメージは，スピノザの描くものでは決してない。一般的に，無限から有限，普遍から個物，「不変なるもの」から様態的変容，「一なるもの」から「多なるもの」等の移行を，少なくとも時間的・発生論的構図によって説明しようとする試みは，スピノザ哲学の本質を捉え損なっているといえるだろう。

そもそも，スピノザにとって神は唯一なるものであり（１部定理14系１），すべては神のうちにあるのであるから（まさにこのことが神即自然の意味するところであり，内在神としての神である），属性によって示される「能産的自然 natura　naturans」と様態によって示される「所産的自然 natura　naturata」は，あくまで同時相関的ペアである。神は単に様態を産出し続ける能産的自然でしかない。言い換えるなら，属性は様態化されることによってのみ，自己自身を表現するのである。「産出すること」つまり「活動そのもの」と「産出されること」つまり「対象化されたもの」とは，実在性に関する内在的関係において理解されるべきであって，産出（属性）―被産出（様態）の時間的かつ外的因果関係において理解されてはならない。

確かに，一見すると『エチカ』は，属性から様態の産出をいわば発生論的に説明している外観を呈している。そしてこの発生論的説明は，現代宇宙論の提示する宇宙が無から生成し膨張していくというイメージと重ね合わすことが可能であると思われ，それなりに説得力のあるもののようにみえる。たとえば，スピノザのいう「属性」は，無限のエネルギーを内に含み，いわば一点に凝縮された宇宙の最初の状態と同一視できそうである。「直接無限様態」は，そのような初期状

態が自身の内部に「運動」と「静止」という状態を生み出し，個体を産出する態勢に入った状態と同一視できそうである。「間接無限様態」は，「運動」と「静止」が無際限の外延的諸部分すなわち無際限個の個体を産出しながらも，全体としては一つの宇宙として生成していく状態と同一視できよう。最後に「有限様態」は，そのような生成状態内部における個体同士の因果的産出関係と同一視できよう。いずれにしても，時間系列的に属性→直接無限様態→間接無限様態→有限様態と展開していくというわけである。

しかし，必ずしも発生論的に時間系列において属性―様態の産出関係を理解する必要はないだろう。というよりむしろ，神のうちにおいては，すべてが同時に展開しているとしかいえない，とするのがスピノザの理解であった。そうだとすれば，属性から有限様態への時間系列を逆にして，有限様態→無限様態→属性というように，すべてが属性のうちへ凝縮され包み込まれ収斂していくという逆の系列を同時並行的に想定しなければならないことになるだろう。「展開」と「包含」ないし「収斂」の同時相関的様相を「一なるもの」として示すのが，純粋現実活動としての神なのである。

したがって，属性―様態の産出関係は，むしろ産出における論理・内包関係であって，時間発生的・生成的関係ではない。この意味においてスピノザは，属性―様態間の産出関係を，幾何学的真理における内包関係と同一視できたわけである。『エチカ』という書物自体が幾何学的形式によって書かれていること，また，スピノザは基本的に，自然法則と数学的真理および論理学的真理との間に存在論的身分の違いを認めないこと，そうしたことの理由も，産出における論理内包関係を基軸にスピノザが自然における永遠真理を考えていたということを踏まえるならば，説明可能なものとなるであろう。

それゆえにまた，「いつの時点で個物が属性から産出されるのか」という問い[6]は，それ自体無意味なものであることが分かる。ある意味では，「運動と静止」において単純物体が相互に区別されるようになるのであるから，直接無限様態のレベルで既に個物（この場合は単純物体としての）が産出されていると言われなくてはならない。他方しかし，ある特定の運動と静止の関係に単純物体ないしその複合体が入った時に，本来的な意味での個物が産出されるとも言えるからである。さらに言うなら，単純物体ですらその外延的部分は無際限に分割可能であるから，そこには無際限個の個物を想定することが可能であるし，逆にまた，間接無限様態の定義において明らかにされたように，自然全体を一つの個物とみることもできるのであるから，結局のところ言えることは，個物の産出に関する線引きが問題となっているのではないということであろう。必ずしも個物イコール有限様態と考えなくてもよいのかもしれない。属性から区別された様態は，それが無限様態であれ有限様態であれ，個体あるいは個物を外在的構成要素としてもっている。問題は，無際限に量化された様態が，「全体として」神の絶対無限なる本質を表現するように対応されてあるのか，それとも，「部分として」神の本質を限定的な仕方で表現するように対応されてあるのか，なのである。

## 3．スピノザの必然主義

### 3‐1．定理29・定理33

自然のうちには一つとして偶然なものがなく，すべては一定の仕方で存在し，作用するように，神の本性の必然性から決定されている。（１部定理29）

事物は現に産出されているのとは異なったいかなる他の仕方，いかなる他の秩序でも，神から産出されることができなかった。（１部定理33）

『エチカ』第１部定理29および定理33でスピノザは，事物の存在に関して「偶然性」「可能性」を認める余地を全く否定し，また，他の秩序で存在する可能性についても否定している。存在する事物は全て，現にあるとおり，現に規定されている秩序でしか，存在することができないというのがスピノザの「必然主義」である。

スピノザの想定している産出の秩序は，（１）属性が直接無限様態として展開されること（２）属性が間接無限様態として展開されること（３）属性が有限様態として展開されること，の３パターンであった。いずれにおいても別の展開の仕方はあり得ないとされる。ここでとくに論点となりそうなのが，（３）の有限様態の秩序に関してであろう。有限様態の存在に関しては，他の可能性すなわち可能世界が認められなければならないのではないかとも思われるからである。（１）と（２）が，神の無限本性を表現する様態であり，その意味で，神の永遠なる本性の必然性をそのまま反映していると認めるにしても，（３）は外延的諸部分の構成を問題とする，いわば「水平的次元」の因果であるから，そこにおいてはライプニッツが想定したような可能世界[7]の問題が当然関与してくるのではないだろうか，と思われても不思議ではない。結論を先取りして言うならば，有限様態との関わりで定理33が問題とするのは個物の「持続」ではないのであるから，また，いつ存在し始めるのかという「時間」でもないのだから，スピノザは定理33においても当然，可能世界の存在の想定を拒否することになる。そもそもスピノザは，可能世界の想定を単なる「虚構」とみなすであろう[8]。

ところで，定理29はスピノザの必然主義の第一の側面，すなわち「偶然性」の否定を主張している。「偶然」という様相を，そもそもスピノザは認めない。す

べては原因によって必然的に決定される。ここまでの主張であれば，いわゆる決定論とほぼ同じ主張と考えてよいだろう。しかしスピノザの必然主義は，単なる決定論を超えてさらに強い主張，すなわち「現にある仕方とは異なったあり方を不可能とする」「現に存在する世界のあり方が唯一可能な世界である」という主張である。ライプニッツであれば，決定論は可能世界と両立するというだろう。神は論理的に両立可能な複数個の可能世界を知性のうちにストックしており，そのなかから神が最善だと意志したものが，現実化されるのである。たとえ現実化された世界が内的に隅々にわたって決定されているとしても，そのことは，現に実現された世界が唯一可能なものであって他の可能性を論理的に排除する，ということを含意しないからである。ライプニッツは，ある事象について，その事象が因果法則によって必然的に決定されるとしても，その「事象それ自体」は，そのものとして「偶然的」であると述べている[9]。

もちろん，スピノザの神は創造神ではないので，ライプニッツ流の主張はスピノザに適応不可能である。しかし，有限様態の産出関係において他の可能性を認めないというスピノザの主張に，強い違和感を覚えるというのもうなずける。スピノザの主張の骨子は次のようなものである。①「可能」「偶然」という様相は認識の欠陥であって，事物そのものの特性ではない[10]。②可能世界の想定もまた，認識の欠陥を原因とする「虚構」にすぎない。自然は唯一無限なるものであるから，別の秩序を想定することは複数の実体を想定することであり，実体の唯一性に矛盾する。③有限様態は，その外延的諸部分の構成を規定する法則によって，必然的に決定づけられる。④有限様態の本質は，各個物の「能力」を必然的に決定づけている。

したがって，ライプニッツがカエサルの行動を例にとって，「実際にはそのように行為することがなかったとしても，可能性としては，そのようにありえた」と想定するにしても，そこで立てられた想定は，ある一人の人物の現実的本質の力能範囲を示しているにすぎないといえる。実際に原因が与えられていない状況において，もししかじかの原因が与えられれば，その人物の本質から必然的に決定される行為はどのようなものか，ということをあらかじめ想像しているにすぎない。つまり，その人物に固有な本質が取りうる力能範囲を確認しているのである。実際には，与えられた原因から必然的に，現実的本質の力能範囲内で，特定の結果が生じる。そこに偶然の入り込む余地はない。もちろん③においては，われわれはすべてをアプリオリに認識することはできないであろう。経験に頼らざるを得ない[11]。しかしそのことは，③の法則の必然性を否定することにはならない。ここでも，アポステリオリな仕方でしか認識することができず十全な認識をもつことができないのは，われわれの側での認識の「欠陥」である。確かに，一般に自然法則に関しては，初期条件が与えられない限り必然的帰結を導出することはできないのであるから，自然法則が問題とする必然性は，単に「仮定的必然性」にすぎず，初期条件自体の偶然性及び可能性を法則は排除するものではない，と考えることができよう。スピノザが問題とする有限様態の必然性を，この種の「仮定的必然性」として理解しようという解釈も存在する。

いずれにしても言えることは，われわれの日常的な認識は，時間的系列において因果を表象するということであろう。有限的様態の産出関係でいうならば，それが時間的継起的順序においてイメージされるということであり，そのような順序を比喩的に「水平的」次元と呼んでいるのである。これに対して，神すなわち自然はそれ自体として永遠なのであるから，神のうちにおいて「時間」「持続」という様相はあり得ない。いわばすべては同時に現在においてあるとしか言いようがない。『エチカ』第２部定理８で「存在しない様態の形相的本質 essentia　formalis が神の属性のうちに含まれる[12]」と言われたのと同じ意味において，自然法則もそれが永遠真理である限りは，すべての無限的パターンがすでにそこに内在されている（いわば前もって決定されている）ということなのであろう。少なくとも，個物が神のうちにおいて，真に実在的なるものとして把握される限り，「いつ」それが産出されるのかという産出の時間系列的問題は，意味をなさないといえそうだ。

もちろん，スピノザ自身から距離をとって，彼が主張する極端にラディカルな必然主義の是非を問うことは，現代においてもなお哲学的意義のあることであろう。この論文ではそこまで射程距離を延ばすことはできないが，私の直観では，この種の問題の決着は，それが実践的次元においてどれだけ実りある帰結をもたらすか，という仕方でしか判断できそうにない。ある意味ではスピノザ自身そう考えていたのではないだろうか。彼の唱える「必然主義」にしても「自由意志の否定」にしても，単にそれが「真理」であるからというだけでなく，『エチカ』第２部定理49備考で彼自身が示しているように，「実生活のために有用である」ということが，そうした主張を採用する理由となっていた[13]。スピノザの形而上学は，まさに一つの「エチカ」なのである。

### ３‑２．必然主義をめぐる諸解釈の批判的検討

#### Ａ．「無条件的（絶対的）必然性」と「条件的（相対的）必然性」の区別を立てる解釈

この解釈は，属性と無限様態が前者のタイプの必然性に属し，有限様態の産出関係は後者のタイプの必然性に属すると考える。後者のタイプは，ライプニッツ

流に言うなら，仮定的必然性であって，可能世界の存在を受け入れると解釈される。したがってスピノザの必然主義は，必然性に２種類のタイプを区別することによって，可能世界を全く認めない強い必然主義としてではなく，可能世界の存在と両立可能な「穏健な必然主義 moderate necessitarianism」として解釈される（Curley and Walski, pp. 241–249）。

ところで，この解釈の最大の難点は，スピノザ自身この解釈で導入される「無条件的必然性」と「条件的必然性」といった術語を使用していないし，また，そのような形で必然性を２つのタイプに区別してはいないという点である。スピノザの区別は，能産的自然（属性）と所産的自然（様態）との間に立てられており，前者が関与する必然性は「自己の本性の必然性」であり，後者が関与する必然性は「原因による必然性」である。この区別は，たとえば必然性の程度の違いに応じて，「強い必然性」と「弱い必然性」というように，必然性そのものを２タイプに区別したものと考えられてはならない。この区別は，むしろ「必然性」の源泉がどこにあるのかという，起源の相違である。それゆえ，有限様態に関わる「原因による必然性」は，別の可能性はあり得ないという意味での「無条件的必然性」から，その「必然性」が意味する内実（つまり別様ではあり得ないということ）においては何ら区別されず，「必然性」の起源においてのみ区別されるにすぎない（Garrett, p. 199）。

ところで， Curley と Walski はこの論点との関連で，無限様態の存在身分に関して問題提起している。彼らによれば，無限様態は属性と同じタイプの「無条件的必然性」に属するものと解されるが，しかしそうすると，無限様態は「自己原因」となってしまう。ところが，無限様態とてそれが様態であるからには，「他のもののうちに在り，他のものによって考えられるもの」でしかなく，能産的自然から区別される所産的自然である。そうだとすれば，無限様態の必然性を「無条件的必然性」とすることに問題がありそうなのだが，かといって，無限様態の必然性を有限様態の必然性と同タイプだと言い切ることは彼らにとって困難に映る。つまり，無限様態はその必然性に関して，「無条件的」「条件的」いずれのカテゴリーに属するのか，両義的であるということになる（Curley and Walski, p. 248）。

しかし，この問題のそもそもの発端は，彼らが必然性を「無条件的」「条件的」という２タイプに区別してしまった点にある。そもそも，必然性自体にこのような区別はないのだ。その点さえ確認しておけば，無限様態の存在身分について，余計な両義性を見出す必要はないのである。単純に，必然性の起源という観点から，属性と様態との間に，能産的自然と所産的自然との間に，区別が立てられればすむことである。

**Ｂ．定理33で言及される「自然の秩序」に，有限様態（個物）の存在も含まれるのか？**

Curley と Walski は，Garrett が自然の秩序のうちに有限様態の存在を含めたこと（Garrett, pp. 210–211）に， 疑問を提出している。Curley と Walski によれば，スピノザのいう「自然の秩序」が有限様態の存在をも含むのかどうかを，確証できるようなテキスト個所はない。たとえば，「人間の本質は必然的存在を含まない。すなわち自然の秩序から，この人間ないしあの人間が存在することも存在しないことも，同様に起こりうる」という『エチカ』第２部公理１を，彼らは，「個別の人間が何ら存在しないということも，自然法則に矛盾しない」「個別の人間の存在は，（自然法則に加えて）自然法則が具体化されるための先行条件を要求する」と解釈する。つまりこの場合，自然法則は個物の存在の指定に関わるのではなく，個物間の必然的関係にのみ関わっていると考えるのである。したがって，自然法則そのもののうちには，有限様態の存在が含まれないことになる。Curley と Walski は，現に有限様態の産出関係を支配している自然法則は，「個物の存在」そのものを個別に決定するものではないと解釈している。また，自然法則そのものは他の秩序において規定されることは不可能であるとしても，それとは区別される個物の存在については，法則そのもののうちにあらかじめ決められてあるのではなく，その意味において個物の存在は，法則それ自体の必然性から区別され可能性・偶然性を受け入れる，と解釈する（Curley and Walski, pp. 254–256）。

Curley と Walski は，Garrett が「様態の全系列」を間接無限様態と同一視し，定理33で言及される「自然の秩序」を，この「様態の全系列」との関連で考察していることに対して批判している（Curley and Walski, pp. 253–254）。Garrett が「様態の系列」を問題にする時，そこで「系列」をどのように解しているのか，実のところ曖昧なところがある[14]。「様態の系列」とか「様態の秩序」ということで，彼が事物の「時間的持続的系列」を念頭に置いているのだとすれば，それは受け入れがたいものであろう。定理33を「様態の時系列」との関連で考察することは，既述のごとく，そもそも的外れである。

しかしながら，このことは必ずしも，定理33が有限様態の存在を自然の秩序のうちに含めていなかったことを意味するのではない。確かに，自然法則が関与する「一般性」ならびに事物間の「関係性」と，個物の「存在」ならびに「個別性」とを区別するという発想は，われわれにとって自然なものと映るかもしれない。しかしスピノザのいう自然法則は，先述の通り，「運動と静止の一定の関係」という仕方で個物の「本質」そのものと関わるものであった。自然の永遠なる法則として，属性と個物の本質との内属関係が規定されて

いるのであるとすれば，なおさらのこと，スピノザのいう自然の秩序のうちに有限様態を含めないわけにはいかなくなる。

**C．実現されることのない「純粋可能性」の存在について**

「ユニコーンが実現されることのない可能性であるのは，たとえそれが自然法則に矛盾しないとしても，ユニコーンを発出させるための十分条件が決して現実化しないからである」。「自然法則に矛盾しない限り，事物は可能的であるが，それら事物の存在が現実化されるための十分な先行条件が与えられないのであれば，事物が存在することは単に不可能である」。ユニコーンのような純粋可能的存在は，「自然法則とは矛盾しないのだが，それが存在するために必要とされる有限的原因の系列が満たされないがゆえに，実現化されないのである」。「この意味において，神は自身が認識するすべての事物を創造するわけではないのである。すなわち，実現されることのない可能的存在がある」（Curley and Walski, p. 257）。

Curley と Walski は，この種の議論を「可能世界」の存在へと結び付けて，スピノザの必然主義を，彼らのいう穏健な形の必然主義へと解釈する方向性を提示しているように思われる。しかしまず確認しておくべきことは，「可能的存在」についての彼らの主張は，ライプニッツならいざ知らず，少なくともスピノザには当てはまらないということである。そもそもスピノザ自身，いかなる意味においても，「可能的」なる事物の存在を認めないだろうし，可能的なるものが現実化されるという図式を採用することはない。神のうちにおいては，すべてが現実態においてあるわけだから，定理16で示された通り，実現されることのない「可能的存在」などはあり得ない。様態的存在の「本質」は「力」に存するのであって，その様態を構成する外延的諸部分の配置や形状その他の特性に存するのではなかった。この両者を混同することによって，容易に，様態的存在の「可能性」を想定することになる。つまり，外延的諸部分を「未だ」構成する「以前」の本質としての個物を，抽象的・理念的存在として「可能的なるもの」とイメージしてしまう。結局のところ，全く現実化されることなく純粋に「可能性」にとどまる純粋可能存在なるものを，スピノザは単なる「虚構」としてしか認めない。そのようなものが想定されるとすれば，単に不可能なものを想定しているにすぎない。スピノザが事物に認める様相概念は，「必然」と「不可能」しかないのである。

もっとも，「可能性」の概念を，様態の外延的諸部分の構成とは独立に存在する，様態の「本質」の「実在」のことだ，と言うことはできるかもしれない。様態の「本質」が，外延的諸部分の構成とは区別される固有の「実在」を有することは，『エチカ』第５部定理29備考においても示されていた[15]。しかしまた，この様態の本質は，外延的部分によって構成されてはじめて「実現化される」「現実に存在するようになる」という言い方をしてしまうと，そこに「可能的存在」なる概念が導入されてしまう。様態的存在は，「本質の次元」と「構成の次元」の両次元において規定されており，しかも両次元はそれぞれ固有の因果系列に支配されているということからすれば，両者の因果系列のいわば「ズレ」が生じてくるのも無理はない（外延的諸部分の構成は「本質」に先立たれ，常に遅れてやってくるという描像。外的規定は内的規定に先行され，常に遅れて充足させられるという描像）。

しかし次のように考えてみればどうだろう。一般にあらゆる事物は，その本質部分と構成的部分とが「一対一」に対応する「現在」においてのみ，現実に存在する。ところで，神のうちには「（永遠の）現在」しか存在しない。ゆえに，神のうちでは，現にいま，全てがあるがままに存在しており，両次元は常に一対一に対応している。このことは，見方を変えれば，上野修氏が指摘するように，「スピノザの神の知性は，現に今，必然的に産出されつつある事物の現実的な存在だけを考えている」ということであり，神は「絶対的な現在にしか視野を持たない」ということであろう[16]。もちろん，有限様態を構成する諸部分が生成変化すること，その生成変化は空間のみならず「時間」という次元を前提とすること，こうしたことにスピノザが異を唱えているわけではない。ましてや，外延的諸部分の仮象性を暴きたてようとしているわけではない。論点はむしろ，外延的諸部分の構成において，様態の本質を表現する規定が何であるのか，というところにある。「いつ」「どこで」構成されるようになったのかに焦点があるのではなく，様態の本質を表現する「運動と静止の特定の関係」がどのようなものであるかに焦点がある。そして，これを定める法則は，永遠・無時間的法則であり，その意味において，本質を表現する「運動と静止の関係」もまた永遠真理であり，さらにまた，フリース宛書簡（書簡10）で言われているように「事物もしくは事物の状態も永遠真理である」。

## ４．『エチカ』第５部「精神の永遠性」への見通し―結語にかえて―

第３種の認識（直観知 scientia intuitiva)は，『エチカ』第２部定理40備考２で，「神のいくつかの属性の形相的本質の十全な観念から，事物の本質の十全な認識へ進むもの」と定義されていた。これは結局のところ，事物を「永遠の相のもとに sub specie aeternitatis」見るということであり，事物の「必然性」を把握することに他ならない。このように考えるなら，これまで考察してきたように有限様態の必然性を理解することは，

われわれを第３種の認識に導いてくれるであろうし，延いてはまた，第３種の認識を前提とする「精神の永遠性」の認識へと，われわれを導くであろう。『エチカ』第５部後半の議論は，第１部において一般的に有限様態の「本質」(=存在そのもの）について言われたことを，個別的に自己の身体の認識において確認する作業に他ならない。その意味で，まさに『エチカ』の最終仕上げ部分なのである。

第５部の「精神の永遠性」についての詳しい考察は，稿を改めてなされる必要があるが，とりあえず，精神の永遠性（不死）がどのように証明されるのか，その見取り図だけ描いて終わることにしよう。

（ｉ）一般に，事物を「永遠の相においてみる」とは，事物の「本質」の十全な認識を形成することである。

（ii）第３種の認識（＝知性的認識）によって，現に存在する自分自身の身体について，その「本質」を認識することが可能となる。

（iii）「精神」は「身体の観念」である。

（iv）精神はその認識の仕方に応じて，a）表象的認識 imaginatio, b）理性的認識 ratio, c）知性的認識 intellectus，に区別される。

（ｖ）身体の本質の認識は，知性認識による。

（ｉ）から（ｖ）より，自己の身体の本質を認識することは，自己の精神における「知性的部分の活動」と対応していることになる。さらに，本質の認識は「永遠の相においてみること」であるから，結局，身体の本質の認識は「精神の知性的部分」が「永遠の相」のもとにみられることへと，すなわち自己の精神の永遠性の直観へとつながっていくのである。

以上のことからも，「有限様態の本質」が『エチカ』解釈の根本であることが読み取れるのではないだろうか。『エチカ』第４部定理４では，「個物が，したがってまた人間が，自己の有を維持する能力は神あるいは自然の能力そのものである」と言われている。また第５部定理24では，「個物をより多く認識するにしたがって，それだけ多く神を認識する」のだと言われている。ここからも，スピノザにとって，神の認識は個物の認識と不可分であることが分かる。個物のまさに現実的・具体的な認識が神の認識そのものへと直結する。個物を抽象的・一般的に見ることから理念的存在たる神へと上昇するのではない。個物の認識と同一平面において神が認識されるのである。

## 註


文献表

**Spinoza**

*Spinoza Opera*. im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften, hrsg. von Carl Gebhardt, 1925.

**Leibniz**

*Die Philosophishen Schriften*, hrsg. von Gerhardt, 1875.

**Edwin Curley and Gregory Walski**

"Spinoza's Necessitarianism Reconsidered" in *New Essays on the Rationalists*, edited by Rocco J. Gennaro and Charles Huenemann. Oxford University Press, 1999.

**Don Garrett**

"Spinoza's Necessitarianism" in *God and Nature; Spinoza's Metaphysics*, edited by Yirmiyahu Yovel E. J. Brill, 1991.

**Gilles Deleuze**

*Spinoza et le problème de l'expression*. Minuit, 1968.


1　『エチカ』第２部定理45備考では次のように述べられている。「ここで存在というのは持続のことではない。すなわち，抽象的に考えられる限りの存在，いわば一種の量として考えられる限りの存在のことではない。なぜなら私は，神の本性の永遠なる必然性から無限に多くのものが無限に多くの仕方で生ずる（第１部定理16を見よ）がゆえに個物に付与される，存在そのものについて語っているのだから。つまり私は，神のなかに存する限りにおける個物の存在そのものについて語っているのである。というのは，おのおのの個物は，他の個物から一定の仕方で存在するように決定されているとはいえ，各個物が存在に固執する力は，やはり神の本性の永遠なる必然性から生ずるからである。」

2　『エチカ』第１部定理25は次の通り。「神は事物の存在の産出原因であるばかりでなく，また事物の本質の産出原因でもある。」

3　第２部補助定理７備考では次のように述べられている。「もし本性を異にする多くの個体から組織されている他の個体を考えるなら，その個体は他のいっそう多くの仕方で動かされ，かつそれにもかかわらず，その本性を保ちうることを見出すであろう。……もしさらに，こうした第二の種類の個体から組織された第三の種類の個体を考えるならば，そうした個体がその形相を少しも変えることなく，他の多くの仕方で動かされうることを見出すはずであろう。そしてもしこのようにして無限に先に進むなら，われわれは全自然が一つの個体であって，その部分すなわちすべての物体が，全体としての個体には何の変化もきたすことなしに，無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。」なおオルデンブルク宛の書簡32でも同趣旨のことが述べられている。

4　ライプニッツは『形而上学序説』18節において，「物体的自然の一般原理および力学の一般原理は，幾何学というよりもむしろ形而上学的な原理であって，物体的な，すなわち広がりをもった物質の塊に属するというよりもむしろ，現象の原因となっている或る不可分な形相すなわち本性に属する」（G. IV, 444）といっている。また21節の見出しは「もし力学の法則が幾何学だけに依存し形而上学を要しないならば，現象は全く別のものになっているであろう」（G. IV, 446）とし

ている。

5　『エチカ』第３部定理７および証明は次の通り。「おのおのの事物が自己の有 esse に固執しようと努める努力は，その事物の現実的本質に他ならない」。「おのおのの事物の与えられた本質から，必然的にいろいろなことが生ずる（第１部定理36により）。また，事物はその定まった本性から必然的に生ずること以外のいかなることもなし得ない（第１部定理29により）。ゆえに，おのおのの事物が単独であるいは他の事物とともにあることをなしあるいはなそうと努める能力ないし努力，いいかえれば（この部の定理６により）おのおのの事物が自己の有に固執しようと努める能力ないし努力は，その事物の与えられた本質すなわち現実的本質に他ならない。」

6　佐藤一郎氏は『個と無限―スピノザ雑考―』（風行社, 2004）第一章「『エチカ』第一部の二つの因果性が目指すもの」において，無限様態においてすでに「個物」が産出されていたことを指摘している。ただし直接無限様態ではなく間接無限様態こそが，個物の生起の場であると主張する（pp. 13–35）。

7　たとえば『単子論』53節。「神のもっている観念の中には，無数の可能な宇宙があるが，現実にはただ一つの宇宙しか存在することができないから，あれではなくこれを選ぼうと神が決心するためには，それなりの十分な理由が必ずある（G. VI, 615–616）」。アルノー宛書簡（G. II, 51）も参照のこと。

8　「虚構」については『知性改善論』を参照のこと。われわれは「不可能であることも必然であることも知らない限りにおいて，虚構することができる」のであり，神は「絶対に何ごとも虚構し得ない」のである。

9　たとえば『形而上学序説』13節において，いわゆる「仮定的必然」は，「その反対が矛盾を含まないから，それ自身においては，偶然的である」（G. IV, 437）といわれる。

10　スピノザが「偶然性」「可能性」について言及する主なテキスト個所は次の通り。『エチカ』第１部定理33備考１。第４部定義３および４。『短論文』第１部第４章および第６章。『形而上学的思想』第１部第３章，第２部第９章。

11　フリース宛書簡10を参照のこと。

12　『エチカ』第２部定理８は次の通り。「存在しない個物ないし様態の観念は，個物ないし様態の形相的本質が神の属性のうちに含まれているのと同じように，神の無限な観念のうちに包容されていなければならない。」

13　スピノザが示す「有用性」は次の四点である。「心情を安らかにしてくれ，最高の幸福ないし至福がどこにあるかを教えてくれること」「われわれの本性から生じない事柄に対して，どのような態度をとるべきかを教えてくれること」「何人をも憎まず，蔑まず，嘲わず，怒らず，嫉まぬことを教えてくれること」「自由な動機から最善を行わせるように統治し指導すべきことを教えてくれること」

14　Garrett は１部定理33が「属性や無限様態の他の可能性を排除しているだけでなく，有限様態についてもまた，他のあらゆる可能な系列を排除している」と解釈する（Garrett, p. 211）。そして「有限様態の系列」については，「いかなる個々の様態も属性の絶対的本性から産出されることはないが，有限様態の全系列が全体としてそれ自体無限様態であるとすれば，必然的に属性の絶対的本性から産出される」（Garrett, p. 198）とする。個物を全系列から抽象して，それ自体独立的に把握するのではなく，全体として総体的にみるというのだろう。ただし，Garrett はここで「系列」をこれ以上詳しく規定していない。

15　５部定理29備考は次のようなものである。「事物は我々によって二通りの仕方で現実として考えられる。事物を一定の時間および場所に関係して存在すると考えるか，それとも事物を神の中に含まれ，神の本性の必然性から生ずるものとして考えるか，そのどちらかである。ところで，この第二の仕方で真あるいは実在として考えられるすべての事物を，われわれは永遠の相のもとに考えているのであり……」。

16　上野修「必然，永遠，そして現実性―スピノザの必然主義」（『スピノザーナ（スピノザ協会年報）』第６号, 2005. ）p. 15。なお「現実性と必然性―スピノザを様相的観点から読み直す」（『哲学』（日本哲学会編）第57号, 2006）にも同じ趣旨のことが出ている。

（平成19年９月18日受理）